

ディスペンサー周辺の防爆基準(案)の修正提案について

平成 24 年 6 月 26 日に開催した「第 2 回水素インフラ規格基準委員会」にて本基準(案)の審議を受け、その中で、下記の 1. (1)に示すコメントを頂きました。そのコメントへの対応について J P E C にて再検討を行い、7 月 26 日に J P E C 修正案を水素インフラ規格基準委員会委員にご提案させていただき、ご確認頂きました。この際、新たな委員コメントを頂き、再度 8 月 27 日に J P E C 見解をご提案し、確認頂きました。しかし、これについても新たに編集上のコメントを頂きました。以下に 6 月 26 日の水素インフラ規格基準委員会以降のコメント等とそれに基づく J P E C 見解をまとめました。

つきましては、水素インフラ規格基準委員会の各委員から 2. に示す提案について書面投票にてご審議頂きたく、お諮り致しますので「賛成」、「コメント付賛成」又は「反対」の投票をお願い致します。また、「コメント付賛成」又は「反対」の場合は、コメント又は反対理由を付して頂きますようお願い致します。

記

1. 委員会コメント等及びJPEC見解

(1) 6 月 26 日委員会審議の基準(案)について

NO.	コメント	J P E C 見解	修正頁
1	充填ホースにおける樹脂ホースと金属ホースの区分を明記する。	表 20 のタイトル及び本文中の過去に実施した水素ディスペンサ構成機器からの調査結果が樹脂製の充填ホースであることを明記する。	25 頁
	更に妥当性が高い検討結果とするため、その他の樹脂製の充填ホースの放出量の調査結果を追記する。	実証試験で使用している樹脂製充填ホースの仕様書には放出量(透過量)データの記載はなかった。また、他の NEDO 事業「平成 17 年度～平成 19 年度成果報告書 水素安全利用等基盤技術開発/水素インフラに関する研究開発/水素インフラ用可撓性配管実用化に関する研究開発」で実施された樹脂ホースからの透過量データはあったが、測定に使用した樹脂ホースは開発段階のものであったことより、防爆基準への放出量データの追記は見送ることとする。	25 頁

		しかし、樹脂製充填ホースの放出量について、安全側に評価していることを補足するために、「～0.43ml/minであり、極めて少量である。」との表記の後ろに、「この放出量は全体(全長4m)の放出量を示し、そのホース全体の放出量が1箇所の放出源から放出した場合であっても、危険箇所の範囲は極めて小さいことを示している。」の記述を追記する。	
2	「危険箇所」の用語に対する解説を追記する。	別添資料「用語及び定義」における1.3.1危険箇所にディスペンサー周辺が「第二類危険箇所」に分類されること、及びその危険箇所の概要を1.3.2危険箇所の区分に追記する。	42頁
3	〈事務局提案〉	「3.ディスペンサー周辺の危険箇所の区分と範囲」の目次に小項目を追記する。 目次の右欄にページ番号を追記する。	2頁、3頁
4	〈事務局提案〉	表20の調査結果の下欄に出所を追記する。	25頁、
5	〈事務局提案〉	添付資料3の関係法令の基準等を明確にするために改正年月日を追記する。	39頁、40頁

(2) 7月26日修正案について

NO.	コメント	JPEC見解	修正頁
1	「換気時間」と「換気回数」の単位系の表記が混在している。	1秒当たりの換気回数を示す単位に、「/s」又は「s ⁻¹ 」の表記が併用されていることから、単位を「/s」の表記に合わせる。また、22頁では、秒の単位「S(大文字)」を「s(小文字)」に修正する。	18頁、20頁、22頁、23頁
2	防爆構造の種類の記事とあり、表5を参照となっているが、表1が正しい参照先になる。	防爆構造等の表示の凡例において参照する「防爆構造の種類」の表番号「表5」を「表1」に修正する。	34頁
3	〈事務局提案〉	1. 目的において、「特定圧縮水素スタンド」を「圧縮水素スタンド」と定義しているが、本基準の中で1箇のみの適用であることから、定義の記述を削除し、「特定圧縮水素スタンド」の用語を使用する。	4頁
4	〈事務局提案〉	1. 目的において、「ディスペンサー、プレクーラー及び接続配管」を「ディスペンサー周辺」と定義しているが、その定義の「ディスペンサー周辺」にカギ括弧を付ける。	4頁
5	〈事務局提案〉	3. 危険箇所の区分と範囲において、「プレクーラー及び接続配管については、それぞれ別途、放出源の数量と放出量から算出する」と記述しているが、「接続配管の危険箇所」は後段で定めているため、「接続配管」の記述を削除する。	4頁

6	〈事務局提案〉	「ディスペンサー周辺」に「接続配管」を含む定義のため次の修正を行なう。	
		①ディスペンサー本体の外面の危険場所を「ディスペンサー周辺の危険箇所」と記述しているが、「ディスペンサー外部の危険箇所」に修正する。	2 頁、5 頁、25 頁、30 頁
		②「ディスペンサー周辺の接続配管における危険箇所」は、「接続配管の危険箇所」に修正する。	2 頁、5 頁、6 頁、24 頁
		③危険箇所の範囲の計算方法は「ディスペンサー周辺」に限るものでないなどの表記不要な「ディスペンサー周辺」の記述を削除する。	7 頁、17 頁、21 頁、24 頁、30 頁
7	〈事務局提案〉	段落の文頭にブランクを1つ入れる。(1文字分のスペースを開ける)	4 頁、7 頁、20 頁、22 頁、23 頁

(3) 8月27日修正案について

NO.	コメント	J P E C 見解	修正頁
1	基準の本文で使用する用語に ①「漏洩」と「漏えい」、 ②「充填」と「充てん」 が混在している。	平成22年11月30日付、「常用漢字表」の内閣告示に伴う、同日「法令における漢字使用等について」(平成22年11月30日内閣法制局長官決定)の通知に基づき、「漏洩」を「漏えい」に、「充てん」を「充填」に修正する。	9 頁、10 頁、21 頁、24 頁、25 頁、26 頁、27 頁、36 頁

2. 委員会コメントを踏まえた提案

「1. 委員会コメント等及びJ P E C 見解」に示された「J P E C 見解」を反映させた基準(案)(添付資料-1)を「ディスペンサー周辺の防爆基準」とする。

添付資料-1：ディスペンサー周辺の防爆基準(案)